

ペットボトル資源化事業『ボトル to ボトル リサイクル』への 参画について

1 概要

本市では、家庭から回収したペットボトルを（公財）日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）に引き渡して処理しているが、令和3年度よりサントリー食品インターナショナル株式会社（以下「サントリー食品」という。）が自社グループで実施する『ボトル to ボトル リサイクル』事業に参画して処理することを検討している。

2 経緯

広域ごみ処理の準備を進める2市2町に対して、高砂市に事業所のある「サントリー食品」より、本事業に連携して取り組むことへの提案があった。

事業の実施について、関係市町や県等の関係機関と協議した結果、本年度内に「サントリー食品」と事業提携の覚書を交わし、来年度初めより「サントリー食品」の指定するリサイクル業者に引き渡すことを計画している。

3 事業について

「容リ協」による処理では、市が引き渡したペットボトルをペットボトル、トレイ、シート及び繊維等の様々な製品原料にカスケードリサイクルしているが、「サントリー食品」による『ボトル to ボトル リサイクル』事業での処理は、市が引き渡したものをペットボトル製造の原料にのみ水平リサイクルするものである。

プラスチック資源を継続してリサイクルすることは、循環型社会形成やSDGsの推進に寄与し、また海洋汚染の原因の一つとされている廃プラスチックの適正処理にも有効であると判断した。